

大阪市立平野小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8（2026）年 5月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめほどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「人権を大切にし 互いに助け合い 最後までがんばる子の育成」のために「平野小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組（教職員・児童の意識改革についての方策等）を行う。
- ② 未然防止・早期発見のための取組を行う。
- ③ 家庭・地域との連携、また、教育委員会・関係諸機関との連携をすすめる。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 相互公開授業や研究討議を含む研究授業を全教職員で行い、「わかる授業」づくりを行う。
- ② 放課後の時間に「学力保障の時間」を設定し、児童の学習のつまずきに対する補習を行ったり、自主学習の支援を行ったりする。「学力向上の時間」の運営や学力実態把握を学力向上部会で行い、組織的に児童の学力向上を支援できるようにする。
- ③ 学校内外の教科・人権に関わる研修会に全教職員で参加し、指導力・授業力の向上を図る。

(2) 自己有用感を高めるために（児童生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

- ① 「ちがいを認め合い、支え合う集団作り」を集団育成の目標とする。児童が自分を大切にし、自分の価値を認め自分を好きだと感じられるよう、人権教育部会を組織し、集団育成の成果と課題を明らかにして、課題解決に向けて取り組む。
- ② 児童会活動で、学校のきまりを考えたり、あいさつ運動を行ったりして、学校全体について児童が主体的に考え取り組む。
- ③ いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるよう、人権や仲間について話し合ったことを、学校全体に発信する。
- ④ 学級活動やみんな遊び（20分休みや昼休みに行う学級遊び）を行い、一人一人が活躍することができる活動を充実させる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ① 児童がもつ課題に合わせた人権問題について教育実践を行う。また、ゲストティーチャーとの出会いを通して、自分自身を見つめなおす取組を行う。
- ② 学期に一度「人権学習の日」を設定し、友だちや自分について見つめなおす機会を設ける。また、学級目標について振り返ったり、命の大切さや互いを思いやることの大切さについて学んだりする取組を、道徳・学級活動の時間に行う。
- ③ 年に一度「いじめについて考える日」を設定し、教職員、児童全員でひとりひとりの大切さについて考える。
 - ・ 学校長講和
 - ・ 学級活動、道徳の学習
 - ・ 児童会の取組
 - ・ いじめアンケート など

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 児童理解につとめ、教職員、児童相互の信頼関係をふかめ、児童との対話やコミュニケーションによって、児童に寄り添った生活指導を推進する。

- ② 学期に一度、いじめや仲間はずれに関わるアンケートを実施し、いじめの早期発見・早期対応に努める。
- ③ 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、外部機関(こども相談センター、子育て支援室等)との連携をすすめる。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめと疑われる行為を発見したり、児童・保護者から相談を受けた教職員は、速やかに関係児童から聞き取るなどして正確な事実確認を行う。また、一人で抱え込むことなく、発見者→学級担任・学年代表→人権教育主担→管理職と情報の共有を図る。
- ② 課題については、人権教育部会が指導體制・方針を立て、組織として対応する。また、必要に応じて教育委員会に報告する。また、被害児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ③ 被害児童に対する対応
 - ・被害児童や保護者の安全を確保するとともに、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
 - ・被害児童が信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、被害児童に寄り添い支える体制を作る。
 - ・被害児童の心のケアに努め、児童の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して、必要に応じて外部機関(スクールカウンセラー等)と連携を図る。
 - ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ、必要な支援を行う。
- ④ 加害児童に対する対応
 - ・加害児童から、事実関係の確認を行う。いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部機関(スクールカウンセラー等)と連携を図り、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
 - ・事実関係を把握したら速やかに保護者に連絡し、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する適切な助言を行う。
 - ・加害児童に対しては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行

為であることを分かりやすく理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

- ・加害児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

⑤ その他の児童に対する対応

- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 組織名は、「いじめ対策委員会」とする。

② 構成は、管理職・首席・生活指導部・人権教育部とする。

※事案に応じて担任あるいは、関係教職員を加える。

③ 役割

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動に関わる情報の記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事実確認、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

④ 年間計画

【調査等】

- ・児童対象いじめに関わるアンケート調査 年3回(学期に1回)

【研修会】

- ・人権教育研修会 年3回(学期に1回)

【実態把握】

- ・児童の様子への報告・交流 週1回

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

① 学校公開、ホームページ等を活用し、学校のいじめ防止の取組や、人権教育についての情報を発信する。

- ② 学校協議会へ本校のいじめに対する取組を報告し、助言や協力を依頼する。
- ③ 必要に応じ、平野人権教育ネットワーク等の諸団体に協力を要請する。

(3) 取組内容の検証

- ① 「運営に関する計画」に人権教育、道徳教育、総合学習等、いじめ防止の方策を位置づけ自己評価をし、学校関係者評価を受けるという、PDCA サイクルを確立する。
- ② 学校アンケート結果を、いじめの未然防止の推進・再発防止に活用する。

7. 重大事案への対処

- ①ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。
- ② ①の事案が生じた場合は、事実を隠蔽せず、誠意ある対応を心掛け、調査組織を設置する。事実関係を明確にし、被害児童及びその保護者への適切な情報提供を行うことに十分に留意する。

※ いじめ発見の際の流れ

